

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休息日
の翌日)

目 次

- ◇ 告 示
 - 国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの
 - 国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出の受理
 - 国民健康保険医として登録があつたものとみなされるもの
 - 入会林野整備計画の適否の決定
 - 保安林の指定の解除予定(三件)

告 示

鳥取県告示第六十五号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条に規定する療養取扱機関として同条第三項の規定により申出の受理があつたものと

みなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十九年一月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
延命堂薬局	米子市富士見町二丁目一一五	昭和五十八年十一月十五日
音田歯科医院	東伯郡東郷町大字旭七七一二	昭和五十八年十二月一日
小 鴨 薬 局	倉吉市丸山町四七八一一	〃

鳥取県告示第六十六号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十九年一月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

療養取扱機関名	所 在 地	申出の都道府県名	申出の受理の年月日
延命堂薬局	米子市富士見町二丁目一五	全国	昭和五十八年十一月十五日
音田歯科医院	東伯郡東郷町大字旭七七一二	"	昭和五十八年十二月一日
小鴨 薬局	倉吉市丸山町四七八一	"	"

鳥取県告示第六十七号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項の規定により同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十九年一月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
入江 誠治	鳥国医第三、〇〇二号	昭和五十八年十一月十一日
森 恭子	鳥国歯第四六一号	昭和五十八年十一月十二日

鳥取県告示第六十八号

倉吉市円谷町二〇二円谷入会林野整備組合長柴田良夫から申請のあつた円谷入会林野整備計画については、昭和五十九年一月十七日適当と決定したので、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第二百二十六号）第六条第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十九年一月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

馬野 育次	鳥国医第三、〇〇四号	昭和五十八年十一月十六日
中村 勇夫	鳥国医第三、〇〇五号	"
佐藤 博人	鳥国歯第四六二号	昭和五十八年十一月十八日
神崎 裕士	鳥国医第三、〇〇七号	昭和五十八年十二月十二日

- 一 縦覧に供する書類
円谷入会林野整備計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和五十九年一月二十五日から三十日間
- 三 縦覧に供する場所
鳥取県農林水産部林務課及び倉吉市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して三十日以内に申し出ること。

鳥取県告示第六十九号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十九年一月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡用瀬町大字安藏字本谷一〇九四の二一、一〇九四の二二、字カ
イノ谷一〇九八の四

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第七十号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十九年一月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡江府町大字武庫字下高谷一九七五の一、一九七七の五
保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

ダム用地とするため

二 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡江府町大字武庫字ヒキシ一九七〇の二・一九七〇の六・一九七〇の一六（以上三筆について、次の図に示す部分に限る。）、一九七〇の五、一九七〇の一〇、一九七〇の一九から一九七〇の二四まで、一九七〇の二六、一九七〇の二七

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

ダム用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び江府町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第七十一号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す
る。

昭和五十九年一月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字芦津字柳ヶ谷五五五の一から五五五の四まで・大字
大呂字イブチ九六九（以上五筆について、次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び智頭町
役場に備え置いて縦覧に供する。）